



令和7年（才）第1126号

令和7年（受）第1456号

決 定

当 事 者 の 表 示

別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の大阪高等裁判所平成30年（ネ）第1445号、第2537号損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件について、同裁判所が令和6年12月18日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

令和8年1月22日

最高裁判所第一小法廷



裁判長裁判官

安 浪 亮 介

裁判官

岡 正 晶

裁判官

宮 川 美 津 子

裁判官

中 村 慎